

## 『食事療養費・入院時生活療養費』についてのご案内

当院では、医師や管理栄養士により、患者様の病状や嚥食調査等をふまえて適切な食事提供を行っております。食事は保温食器を使用し、適時（朝食7：30／昼食12：00／夕食6：00以降）適温にて患者様へ配膳させていただいております。

また、特別食（疾病治療のため特別に調理された食事）として、糖尿食・胃潰瘍食・腎臓食・肝臓食・すい臓食・貧血食・脂質異常食・痛風食・検査食等を提供しております。

### 患者様にご負担いただく費用

#### 1. 入院時食事療養費

- (1) 一般の方・・・・・・・・・・1食につき510円
- (2) 難病患者等・・・・・・・・・・1食につき300円
- (3) 住民税非課税の方・・・・・・・・1食につき240円（入院90日以内）
- (4) 住民税非課税の方・・・・・・・・1食につき190円（入院90日超）
- (5) (3) かつ、所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者  
1食につき110円

#### 2. 入院時生活療養費

当院の療養病棟（3階・4階）に入院する65才以上

- (1) 一般の方（食費）1食につき510円（居住費）1日につき370円
- (2) 難病患者等（食費）1食につき300円（居住費）1日につき 0円
- (3) 低所得者Ⅱ（90日以内）（食費）1食につき240円（居住費）1日につき370円
- (4) 低所得者Ⅱ（90日超）（食費）1食につき190円（居住費）1日につき370円
- (5) 低所得者Ⅰ（食費）1食につき140円（居住費）1日につき370円

